

# 農林水産省

[会見・報道・広報](#)[政策情報](#)[統計情報](#)[申請・お問い合わせ](#)[農林水産省について](#)[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 法令に基づく申請等手続の利便性向上に係る意見公募について[プレスリリース](#)

## 法令に基づく申請等手続の利便性向上に係る意見公募について

[Tweet](#)[印刷](#)

平成30年11月30日

農林水産省

農林水産省では、法令に基づく申請等手続の利便性の向上等を目指して、国民の皆様からの御意見を募集します。

### 1.概要

農林水産省では、現在、法令に基づく申請等の諸手続を数千種類所管しており、毎年100万件以上の申請等を国民の皆様から受け付けているところです。これらの法令に基づく諸手続について、広く国民の皆様からの御意見を募集のうえ、現場のニーズ等を踏まえた見直しを進め、利用者である国民の皆様への利便性向上等を図りたいと考えております。つきましては、農林水産省に対して行った法令に基づく各種申請等の諸手続について、申請に当たって気になった点、改善してほしい点等をお知らせください。

### 2.意見提出期間

平成30年11月30日（金曜日）～平成30年12月31日（月曜日）

### 3.意見提出方法

以下のアンケートフォームから御提出ください。

（農業者等（行政機関以外の方））

[https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/kanbo/bunsyo/181130\\_1.html](https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/kanbo/bunsyo/181130_1.html)

（行政機関の方）

[https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/kanbo/bunsyo/181130\\_2.html](https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/kanbo/bunsyo/181130_2.html)

なお、郵送で御提出いただく場合には、(1) 氏名、(2) 御連絡先電話番号、(3) 職業、(4) 意見提出の対象となる手続名、(5) 御不便に感じている点や手続の利便性の向上に向けた御提案を御記入の上、農林水産省大臣官房文書課法令・企画室宛て（〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1）にお送りください。

### お問合せ先

#### 大臣官房文書課法令・企画室

担当者：吉田、嶋田

代表：03-3502-8111（内線3133）

ダイヤルイン：03-6744-2004

FAX番号：03-3502-4185

公式SNS

[イベント情報](#)[関連リンク集](#)[農林水産省  
トップページへ](#)

# 農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）

[ご意見・お問い合わせ](#)[アクセス・地図](#)

法人番号 : 5000012080001

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries